

# 市内の転居にともなう手続き一覧表

市内で転居されたかたで下記に該当する場合には手続きが必要です。✓欄にチェックする等確認をお願いします。

☎ 042-989-2111(代)

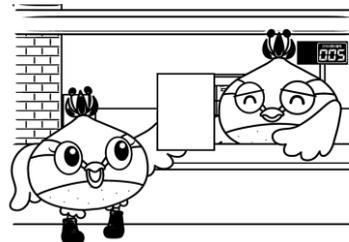
✓ 該当する項目をお読みください	手続き	市役所での窓口	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを持っている	マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(暗証番号が必要)と、本人確認書類をお持ちになり、継続利用の手続きをしてください。	1階 ②番	市民課
<input type="checkbox"/> 電子証明書(公的個人認証)の登録をしている	転居手続きにより自動的に失効しますので、電子証明書を希望する場合には、新規発行の手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> 印鑑登録している	住所の変更の際には手続きはございません。印鑑登録証(カード)は引き続きご利用できます。但し、氏名が変わった場合、登録印によっては廃止の手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> 外国人のかた	在留カード又は特別永住者証明書をお持ちのうえ、券面に住所の記載を受けてください。		
<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している	国民健康保険資格確認書をお持ちください。	1階 ③番	保険年金課
<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費の支給を受けている	重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちください。	1階 ④番	保険年金課
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度に加入している	後期高齢者医療資格確認書をお持ちください。		
<input type="checkbox"/> 国民年金を受給している	年金証書をお持ちください。	1階 ⑤番	長寿いきがい課
<input type="checkbox"/> 65歳以上のかた 40~64歳で介護保険被保険者証をお持ちのかた	介護保険被保険者証をお持ちください。		
<input type="checkbox"/> 高齢者福祉サービスを利用している(ねたきり老人介護手当受給者を含む)	長寿いきがい課窓口にお寄りください。		
<input type="checkbox"/> 児童手当を受けている	子育て応援課窓口にて手続きをしてください。	1階 ⑥番	子育て応援課
<input type="checkbox"/> 子ども医療費の支給を受けている			
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当を受けている			
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費の支給を受けている			
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当を受けている			
<input type="checkbox"/> 未就学児で幼稚園および保育施設等を利用(予定)している児童のいる世帯	子育て応援課窓口にて手続きをしてください。	1階 ⑦番	子育て応援課
<input type="checkbox"/> 学童保育室に入室(予定)している児童のいる世帯			
<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている、自立支援医療を受給している	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちください。 ※マイナンバーカード又は通知カード及び写真付きの身分証明書をお持ちください。	1階 ⑧番	障がい福祉課
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を持っている	標識交付証明書をお持ちのうえ、記載内容の変更の手続きをしてください。	1階 ⑫番	税務課
<input type="checkbox"/> 犬を飼っている	所有者のご住所・お名前を変更しますので、担当課で手続きをしてください。	3階	環境課
<input type="checkbox"/> 小・中・義務教育学校に通っている児童・生徒のいる世帯	転居により通学区域が変わるときは、学校教育課窓口にて手続きをしてください。	5階	教育委員会 学校教育課
<input type="checkbox"/> 水道の手続きをする	※手続き用紙は1階②番 市民課窓口にもあります。 詳しくは、日高市上下水道料金センター(委託会社 電話 042-984-1871)まで		
<input type="checkbox"/> 土地や建物を持っている	登記名義人の住所変更の手続きをしてください。 詳しくは、埼玉地方法務局飯能出張所(042-972-2580)まで		

【転入・転居に必要なもの】 住み始めてから14日以内に次のものを添えて届出してください。

- 【転入】 転出証明書(マイナンバーカードによる転入の場合は不要)
- 【転入・転居】 同一世帯員のマイナンバーカード又は住民基本台帳カードと4桁の暗証番号
- 本人確認できるもの(マイナンバーカードや運転免許証、健康保険の資格確認書等)
- 【外国人の場合】 在留カード又は特別永住者証明書
- 【国外からの転入の場合】 パスポート、帰国日がわかるもの、戸籍謄本、戸籍の附票
- 【代理人の場合】 転入される本人の書いた委任状と、代理人の本人確認できるもの

## 【窓口】

- 市役所市民課 住所: 南平沢1020番地 電話: 042-989-2111(代表)
- 高麗出張所(高麗公民館内) 住所: 栗坪92番地2 電話: 042-989-1004
- 高萩出張所(高萩公民館敷地内) 住所: 高萩802番地3 電話: 042-989-2002
- 高根出張所(高麗川南公民館内) 住所: 中鹿山81番地1 電話: 042-989-3220
- 武蔵台出張所(武蔵台公民館内) 住所: 武蔵台五丁目1番2 電話: 042-980-1001



【時間】午前8時30分から午後5時15分 (火曜日は市役所本庁のみ午後7時まで時間延長)

【休日】土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

※3月の最終土曜日及び4月の最初の日曜日は市役所本庁でのみ取り扱いができます。